

平成 30 年度第 4 回 茨城支部評議会 議事概要

開 催 日	平成 31 年 3 月 11 日 月曜日 15 : 00～17 : 00
開 催 場 所	水戸京成ホテル 3 階 珊瑚の間
出席 評 議 員	川上評議員、日下部評議員、坂本評議員、柴田評議員、野澤評議員、舟木評議員、宮田評議員、葉評議員（五十音順）
事 務 局	支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、保健グループ長、企画総務グループ長補佐、企画総務主任、企画総務スタッフ
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度保険料率について 2. インセンティブ制度と事業計画について 3. 茨城支部の広報実施状況について 4. 健康経営の推進について
議 事 概 要 (主な意見等)	<p><u>1. 平成 31 年度保険料率について</u></p> <p>平成 31 年度保険料率について資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。</p> <p>【事業主代表 A】</p> <p>茨城支部で 0.06% 下がり、佐賀支部で 0.14% 上がった要因はなにか。</p> <p>《事務局》</p> <p>平均保険料率は 10% で据え置きとなったが、激変緩和措置の解消により、医療費の格差が反映されたもの。保険料率は都道府県ごとの医療費に基づいて決定されている。</p> <p>西日本側は保険料率 10% を超える県が多いが、それは医師数や医療機関数が多く、医療機関にかかりやすい環境にあるため、一人当たり医療費が高いことも要因としてあげられる。激変緩和措置が終了する平成 32 年度以降はより一層保険料率に差が出る可能性も考えられる。</p> <p><u>2. インセンティブ制度と事業計画について</u></p> <p>インセンティブ制度と事業計画について資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。</p> <p>【学識経験者 A】</p> <p>平成 29 年度のデータを用いた実績（試算）と平成 30 年 4 月～9 月のデータを用いた実績（暫定版）では、指標 1 及び指標 2 で大きく順位が下落している一方で、指標 4 では大きく順位が上昇しているそれぞれの要因は何か。</p> <p>《事務局》</p> <p>指標 1 及び指標 2 については健診機関や事業所からの健診結果の提供状況に左右される。</p> <p>指標 4 については病院からのレセプトデータと突合する関係で、平成 30 年 4 月と 5 月のデータを利</p>

用しているため、あくまでも暫定値である。

【学識経験者 A】

年度全体を見て数値が変動するものを評価指標として導入するのはいかがなものか。ほとんど差がないものについて偏差値を設けて順位づけすると、少しのことで順位が大きく入れ替わってしまう。偏差値として算出する指標も今後見直しが必要になるのではないかと思う。また、事業計画では新規事業として掲げている項目が多い印象だが、支部職員数や体制は変えずに多くの新規事業を行えるのかが疑問である。事業計画からは医療費削減効果の少ないものは外すなど、インセンティブと関連する項目を重点的に行えばよいのではないか。

《事務局》

マンパワーを使わなければならない項目とやり方を工夫する部分を見極めて実施していきたい。例えば関係団体と連携を強化して「オール茨城」体制で事業を行ったり、山崩し方式による業務の効率化を図っている。事業実施の際には優先順位をつけて行っていきたいと考えている。

【学識経験者 B】

指標と医療費の直接的な関係を示したデータはあるのか。

《事務局》

健診・保健指導を受けたことにより「医療費が安くなった」、「健康増進につながった」という関連性を明確に示した具体的なデータは現在のところ見当たらない。学会発表等では、保健指導の実施により効果があるとされたものはある。

【学識経験者 C】

保健指導対象者の選定やその者に対する通知はどのように行われるのか。

《事務局》

健診結果に基づき保健指導対象者を抽出し、お勤めの方に対しては事業所に対して協会から電話をかけ、対象者へ保健指導を実施いただくよう依頼する。

【事業主代表 A】

インセンティブ制度により保険料率が反映されると、どのくらいの保険料率が変化するのか。

《事務局》

平成 30 年 4 月～9 月分のデータを用いた実績では佐賀支部で 0.056% 下がり、10.75% から 0.056% を引いて、約 10.70% になるのではないかと予想される。

【事業主代表 A】

保険料率が 0.14% も上がるなど、毎年度ごとに大きく数値が変動している支部があるが、インセンティブとしての数値が 0.01% では、あまりインセンティブとして保険料率に影響してこないのではという疑問が残る。

《事務局》

インセンティブ財源の 0.01%が妥当かどうかは今後見直される可能性がある。従来導入されていた後期高齢者支援金の加減算の仕組みを見直しして、その財源の範囲内で医療費を適正化しようとする取組みを評価してインセンティブを付与するために 0.01%で開始された経緯がある。

3. 茨城支部の広報実施状況について

茨城支部の広報実施状況について資料に基づき説明し、評議員よりご意見をいただいた。

【学識経験者 B】

インセンティブという言葉自体なじみが薄いと思われる。ぜひ伝わりやすい広報を行っていただきたいと思う。また、先日「筑波総研株式会社」発行の「筑波経済月報」にてジェネリック等の記事が掲載されており、支部長もインタビューを受けていたが、こういった経緯から行われたのか。

《事務局》

筑波銀行と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しているため、協会けんぽの取組み促進に向けた周知を図ることを目的として取材いただいた。

【事業主代表 A】

まんがパンフレットによる広報が行われているが、まんがは幅広い世代で読みやすいと思われる。今後も増えていくのか。

《事務局》

従来も「健康経営」「保健指導」のまんがパンフレットを作成している。今後も種類を増やしていく予定である。

【学識経験者 C】

まんがパンフレットの対象者および送付方法はどのようにされているのか。

《事務局》

例えば生活習慣病予防健診のまんがパンフは、例年 3 月下旬に全事業所へ送付する健康診断の案内に同封している。HP にも掲載をしている。

【学識経験者 C】

メールマガジンの登録までの流れと配信数はどれくらいなのか。

《事務局》

ホームページからの登録の他にも、納入告知書同封チラシ等の広報誌に二次元コードを載せるなどして登録していただきやすいように工夫している。配信数は現在約 3,200 件。

【被保険者代表 A】

市町村広報は情報量や文字数が多すぎると掲載できない場合も多いため、4～5行程度でまとめるなどして依頼するとよいと思われる。市町村広報等は名前が掲載されるだけでも効果が得られるので工夫して、今後も掲載依頼を継続して行う必要があると思う。

【学識経験者代表 A】

県と協定締結をされたと思うので、県と連名で取組みなど広報していくと効果的ではないか。

【被保険者代表 B】

市町村広報は町内の回覧板で回ったり、多くの人が目を通すので広告の力が非常に大きい。今後も継続して依頼していくべき。

4. 健康経営の推進について

【事業主代表 B】

健康経営ワークショップの対象事業所の選定基準はあるか。

《事務局》

健診対象者の結果が10名以上ある事業所を対象とした。250事業所にワークショップの案内を送付し、そのうち22事業所に参加いただいた。

【事業主代表 A】

茨城県の「いばらき健康経営推進事業所」の認定基準についてはインセンティブの指標も含まれているということか。また、協会けんぽの「健康づくり推進事業所」の認定基準にもインセンティブ指標につながるものが含まれているか。

《事務局》

茨城県の認定基準の中に指標1から指標4は含まれている。指標5のジェネリック医薬品の使用促進については健康経営と離れているところがあるため認定基準に含まれていない。また、協会けんぽの認定基準にもジェネリック医薬品使用促進以外は含まれている。今後は協会けんぽの認定基準を茨城県の認定基準に合わせていく予定。

特記事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・傍聴者なし・次回（2019年度第1回）は2019年7月に開催予定 |
|--|